

Press

Release



記者発表資料

令和 7年11月14日

扱い：配布を以て解禁

石川県政記者クラブ
報道各社へ配布



石川県警察



特殊車両・過積載車両の合同取締り結果をお知らせします

過積載車両や大型車両の違法運行に伴う道路・橋梁の損傷や、重大事故を未然に防止する事を目的に、金沢河川国道事務所、石川県警察本部、中日本高速道路（株）金沢支社による合同取締りを実施しました。

合同取締り実施内容

取締り日時：令和7年11月13日（木） 14時 ～ 16時

取締り場所：①国道8号 加賀特殊車両指導取締基地 加賀市熊坂町222番地
（道路法及び道路交通法に基づく取締り）

取締り実施台数：3台 うち違反指導：2台

②北陸自動車道 加賀インター
（道路法に基づく取締り）

取締り実施台数：2台 うち違反指導：2台

【取締り実施状況】



【問い合わせ先】

【道路法に基づく取締りについて】

（一般国道に関して） 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 藤 真生
〒920-8648 金沢市西念4丁目23番5号 TEL:076-264-9917(直)

（高速道路に関して） 中日本高速道路（株）金沢支社

道路管制センター 交通管制課長 中森 憲一

〒920-0365 金沢市神野町東170 TEL:076-249-8632(直)

【道路交通法に基づく取締りについて】

石川県警察本部 交通部 交通指導課次席 山下 謙太郎

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-0110(代)

特殊車両は通行許可または通行確認が必要です

車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう、通行の際には許可または確認をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2. 5メートル
長さ		12. 0メートル
高さ		3. 8メートル(高さ指定道路は4. 1メートル)
重さ	総重量	20. 0トン(重さ指定道路は25. 0トン)
	軸重	10. 0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1. 8メートル未満 18. 0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1. 8メートル以上 20. 0トン
	輪荷重	5. 0トン
最小回転半径		12. 0メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください

特殊車両 通行確認制度 運用開始



特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で！



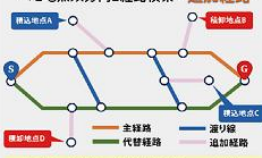
（X運輸会社 A様）



（Y建設会社 B様）

／ こんな場合に特におすすめ！ ／

■ 固定ルートで途中に積込・積卸地点が多い
→ 2地点双方向2経路検索 + 追加経路



元経路（S-A間主経路／代替経路の往復）にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手料金は1,600円なのに対し、確認制度の手料金は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い
→ 都道府県検索 + 追加経路



元経路（S-C間往復）に新たにS-A、S-B、S-C、S-D、S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手料金は2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で自動的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携帯に必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！（今後も対象経路を拡大していきます）

無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索！

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948



国土交通省

今後も使いやすいシステムに改善していきます！